7　需要開拓支援法人の指定等（第一八条～第三二条関係）

㈠　経済産業大臣は、一般社団法人等であって一定の基準に適合すると認められるものを、リース保険契約の引受け、エネルギー環境適合製品に関する情報の提供を行うこと等の業務を行う需要開拓支援法人として指定することができることとした。

㈡　需要開拓支援法人の業務規程の認可、区分経理等に関し所要の規定を設けることとした。

8　国は、エネルギー環境適合製品に係る規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは所要の措置を講ずるとともに、エネルギー環境適合製品の開発又は製造の事業を行う者に対して、必要な施策を総合的に推進するように努めるものとした。（第三三条関係）

9　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一四三号）（総務省）

1　行政機関が行う政策の評価に関する法律第九条の政令で定める政策として、次に掲げる政策を追加することとした。（第三条関係）

㈠　次に掲げる措置について、法律又は法律に基づく命令（告示を含む。）の改正によりその内容を拡充する措置又はその期限を変更する措置（期限を繰り上げるものを除く。）が講ぜられることを目的とする政策

⑴　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第三条第一項に規定する法人税関係特別措置

⑵　地方税法第七五七条第一号に規定する税負担軽減措置等のうち税額又は所得の金額を減少させることを内容とするもの（法人の道府県民税（都民税を含む。）、法人の事業税又は法人の市町村民税に係るものに限る。）

㈡　㈠に掲げるもののほか、国税又は地方税について、租税特別措置法又は地方税法の改正により税額又は所得の金額を減少させることを内容とする措置（法人税、法人の道府県民税（都民税を含む。）、法人の事業税又は法人の市町村民税に係るものに限る。）が講ぜられることを目的とする政策

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

法　律

独立行政法人通則法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年五月二十八日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

法律第三十七号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出しを「（財産的基礎等）」に改め、同条に次の一項を加える。

3　独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、第四十六条の二又は第四十六条の三の規定により、当該財産（以下「不要財産」という。）を処分しなければならない。

第二十八条第二項中「（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）」を削る。

第三十条第二項第四号の次に次の一号を加える。

四の二　不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

第三十条第二項第五号中「重要な財産」を「前号に規定する財産以外の重要な財産」に改める。

第四十六条の次に次の二条を加える。

（不要財産に係る国庫納付等）

第四十六条の二　独立行政法人は、不要財産であって、政府からの出資又は支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るもの（以下この条において「政府出資等に係る不要財産」という。）については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

2　独立行政法人は、前項の規定による政府出資等に係る不要財産（金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。）の国庫への納付に代えて、主務大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額（次項において「簿価超過額」という。）がある場合には、その額を除く。）の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付することができる。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該金額を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

3　独立行政法人は、前項の場合において、政府出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを国庫に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について国庫に納付しないことについて主務大臣の認可を受けた場合における当該金額については、この限りでない。